

## 2013年謝儀・賞与支給明細表

氏名  
謝儀

社会保険料: 当月分を当月控除

支給年月日	謝儀		社会保険料本人負担額				所得税			年末調整 差額 ④	特別徴収 の住民税 ⑤	控除額 合計 ②+③+④+⑤=⑥	差し引き 支給額 ①-⑥	受領印
	月分	① 謝儀額	月分	a 健保料	b 厚保料	a+b=② 合計	①-② 課税対象額	扶養者 数(人)	③ 所得税					
	1		1			0	0					0	0	
	2		2			0	0					0	0	
	3		3			0	0					0	0	
	4		4			0	0					0	0	
	5		5			0	0					0	0	
	6		6			0	0					0	0	
	7		7			0	0					0	0	
	8		8			0	0					0	0	
	9		9			0	0					0	0	
	10		10			0	0					0	0	
	11		11			0	0					0	0	
	12		12			0	0			0		0	0	
						0	0					0	0	
						0	0					0	0	
合計		0		0	0	0	0		0	0	0	0	0	

支給年月日	夏 又は 冬等 ①	賞 の 額 ①	社会保険料本人負担額				所得税			年末調整 差額 ④	その他 ⑤	控除額 合計 ②+③+④+⑤=⑥	差し引き 支給額 ①-⑥	受領印
			夏冬	a 健保料	b 厚保料	a+b=② 合計	①-② 課税対象額	税率 %	③ 所得税					
	夏		夏冬			0	0					0	0	
	冬		夏冬			0	0					0	0	
						0	0					0	0	
		0		0	0	0	0		0	0	0	0	0	

源泉徴収義務者の指定 有 無 該当しない文字を消してください  
 2013年納付額 月 円、 月 円  
 支給年月日は必ず記入してください。

**備考**

- ①数字は半角で入力してください。
- ②所得税算出に当たって、**税額表の乙欄適用者**は、扶養者数欄は乙と入力してください。
- ③**16才未満の方は、扶養者数に含めません。**
- 乙欄適用者**：扶養控除申告書は1箇所にししか提出できないため、2箇所以上から給与を受ける方で、扶養控除申告書を教会に提出しない方を言い、税額表の甲欄でなく、乙欄を適用して、税額を算出する方です。

住所	
教会名	ウェスレアン・ホーリネス教団
代表者	牧師 印

## 記入・入力にあたって

- ① 謝儀・賞与支給明細表に入力された数字は、できるだけ一人別源泉徴収簿の必要欄に自動的に表示されるようにしました。
- ② 一人別源泉徴収簿の必要欄に数字が表示がされない場合は、その数字を手入力してください。
- ③ 計算式がこわれた場合は、上下等の同じ内容のセル式をコピーして貼り付けてください。
- ④ 謝儀賞与支給明細表の月々(年末調整をしない各月)の所得税は、税務署の源泉徴収税額表から算出し、手入力してください。
- ⑤ 社会保険料、所得税、特別徴収の住民税以外の控除は本表の中では行わないで下さい。
- ⑥ 特別徴収になっていない(普通徴収の)住民税は記入しないでください。
- ⑦ 年度の最後に支払われる給与または賞与の所得税は、年末調整後の差額を記入して
- ⑧ 年末調整で還付する場合、教会に賞与を含めた未納の所得税の中から還付します。
- ⑨ 12月に還付する所得税が、未納の所得税額を超える場合は未納の所得税額までしか12月では還付で ませんので、還付しきれない額は翌月1月と2月の謝儀の所得税から還付してください。この場合ませんので、還付しきれない額は翌月1月と2月の謝儀の所得税から還付してください。この場合を手入力で還付できる額までに変更してください。
- ⑩ それでも還付しきれない場合は、別途税務署に手続きして還付を受けてください。
- ⑪ 賞与のその他欄は何も記入しないでください。
- ⑫ 先生が複数おられる場合、用紙はコピーして、一人づつそれぞれ1枚にご記入ください。
- ⑬ 賞与所得税の税率は、直前給与の課税対象額をもとに税額表から算出します。
- ⑭ 扶養控除額、基礎控除額等の合計額等は年末調整の仕方を参照して入力又は記入してください。

### 社会保険料について(記入額をご確認ください)

- ① 社会保険料は、1月分から2月分までは、健康保険料、厚生年金保険料は変わりません。
- ② 健康保険料は3月分から変わります。
- ③ 厚生年金保険料は1月分から8月分までは同額ですが、9月分から少し変わります。
- ④ 賞与が夏冬同額であっても、健康保険料は夏冬同額ですが、厚生年金保険料は夏と冬ではわずかですが異なります。
- ⑤ 謝儀が標準報酬月額表で2等級以上増減したときは、増減した月の4月目から保険料が変わります。

## 2012年一人別源泉徴収簿

氏名  
謝儀

扶養者数は乙欄適用者は乙とする。

年末調整

月	支給月日	総支給額	社会保険料		扶養控除		年末調整による		徴収税額 イ+ロ	区 分	支給額	徴収済み税額
			控 除 額	課税対象額	等の数	算出税額	イ	ロ				
1		0	0	0					0		0	0
2		0	0	0					0		0	0
3		0	0	0					0		0	0
4		0	0	0					0		0	0
5		0	0	0					0		0	0
6		0	0	0					0		0	0
7		0	0	0					0		0	0
8		0	0	0					0		0	0
9		0	0	0					0		0	0
10		0	0	0					0		0	0
11		0	0	0					0		0	0
12		0	0	0				0	0		0	0
合 計		0	0	0				0	0		0	0

給与所得控除後の給与等の金額

社会保険料謝儀+賞与

控 除 額 申告による社会保険料

生命保険料控除額

地震保険料控除額

配偶者特別控除額

配偶者控除額、扶養控除額

基礎控除額等の合計額

所得控除額の合計額

差引課税給与所得金額

差引課税給与所得金額(1000円

未満切捨て)及び算出年税額

住宅借入金等特別控除額

年調年税額

差引超過又は不足額

本年最後の給与(謝儀又は賞与)

から徴収する税額に充当する額

差引還付する額

上記のうち本年中に還付する額

上記のうち翌年に還付する額

本年最後の給与(謝儀又は賞与)

から徴収する金額

翌年に繰り越して徴収する金額

賞 与

夏冬	支給月日	支給額	社会保険料	課税対象額	税 率	算出税額	年末調整に	徴収税額
			控 除 額				よる過不足	
夏		0	0	0				0
冬		0	0	0			0	0
合 計		0	0			0	0	0

- ・源泉徴収簿の12月の謝儀の算出税額欄は0と入力する。
- ・賞与で何末調整をした場合は、賞与の年末調整差額欄に、所得税過不足額を手入力し、謝儀の所得税は0円としてください。一人別源泉徴収簿の年末調整過不足額も表示されている額を手入力力で訂正してください

年徴収税額	所得税
謝 儀	0
年末調整	0
賞 与	0
合 計	0

備 考(税額表の甲欄適用の場合)

被扶養者氏名	生 年 月 日	続 柄	年 収	障害の有無
			円	
			円	
			円	
			円	

年収は見込み額

障害者等級等

氏 名	等級・手帳の名称等級等